

平成二十一年九月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	1
島根県高等学校奨学金事業等支援臨時特例基金条例	3
島根県手数料条例の一部を改正する条例	4
島根県県税条例の一部を改正する条例	4
島根県核燃料税条例	5
島根県産業廃棄物減量税条例	6
警察に関する手数料条例の一部を改正する条例	7
島根県医療施設耐震化臨時特例基金条例	10
島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例	11
島根県消費者センター条例の一部を改正する条例	11
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	12

第130号議案

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

退職手当制度の一層の適正化を図るため、退職手当の新たな支給制限、返納等の制度を設けることについて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 職員の退職手当に関する条例の一部改正

ア 懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限

退職をした者が次のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができること。

ア 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

イ 失職又はこれに準ずる退職をした者

イ 退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限

ア 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができること。

a 当該退職をした者が刑事事件に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

b 当該退職をした者が在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

c 当該退職をした者について、当該退職後に在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認められたとき。

イ 死亡による退職をした者の遺族に対しまだ退職手当の額が支払われていない場合において、アのcに該当するときは、当該遺族に対し、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができること。

ウ 退職をした者の退職手当の返納

ア 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、次のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対

し、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができること。

a 当該退職をした者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

b 当該退職をした者が在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

c 当該退職をした者について、在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認められたとき。

(イ) アの c に該当するときにおけるアによる処分は、当該退職の日から 5 年以内に限り、行うことができること。

エ 遺族の退職手当の返納

死亡による退職をした者の遺族に対し当該退職手当の額が支払われた後において、ウのアの c に該当するときは、当該遺族に対し、当該退職の日から 1 年以内に限り、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができること。

オ 退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付

退職をした者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、当該退職手当の受給者が当該退職の日から 6 月以内にウのア又はエによる処分を受けることなく死亡した場合において、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職の日から 6 月以内に、当該退職をした者が在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該通知が当該相続人に到達した日から 6 月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができること。

カ 人事委員会への諮問

イのアの c 若しくは(イ)、ウのア、エ又はオによる処分を行おうとするときは、人事委員会に諮問しなければならないこと。

キ 次に掲げる条例の一部改正

(ア) 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(イ) 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

(ウ) 市町村立学校の教職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

ク その他規定の整備

- (2) 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
懲戒免職の処分を受けて退職した者等に対し、退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができること。
 - (3) 島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
(2)に同じ。
 - (4) (1)に伴う次に掲げる条例の退職手当の支給に関する規定の整備
 - ア 特別職の職員の退職手当に関する条例
 - イ 島根県病院事業管理者の給与等に関する条例
 - ウ 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
- 3 施行期日
公布の日から施行する。

第131号議案

島根県高等学校奨学金事業等支援臨時特例基金条例

1 提案理由

経済情勢及び雇用情勢の悪化により修学が困難となった高等学校等の生徒に係る奨学金の貸与及び授業料の減免に対して補助を行う事業に要する経費に充てるため、基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 設置

経済情勢及び雇用情勢の悪化により修学が困難となった高等学校等の生徒に係る奨学金の貸与及び授業料の減免に対して補助を行う事業に要する経費に充てるため、島根県高等学校奨学金事業等支援臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置すること。

(2) 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定めること。

(3) 管理

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管すること。

(4) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れること。

(5) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第132号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

土壤汚染対策法の一部を改正する法律の施行に伴い、県が徴収する手数料について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 汚染土壌処理業の許可に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
汚染土壌処理業の許可を受けようとする者	237,000円

(2) その他規定の整理

3 施行期日

土壤汚染対策法の一部を改正する法律附則第1条ただし書の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、2の(2)については公布の日から施行する。

第133号議案

島根県県税条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、上場株式等に係る配当所得と譲渡損失との間の損益通算を可能とする措置に対応した所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 県民税の配当割の特別徴収義務者の指定について、租税特別措置法に規定する上場株式等の配当等の支払を取り扱う者を追加する。

(2) その他規定の整理

- 3 施行期日
平成22年1月1日から施行する。

第134号議案

島根県核燃料税条例

1 提案理由

現行の島根県核燃料税条例が平成22年3月31日をもって失効するため、引き続き核燃料税を設けることとし、その賦課徴収に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 課税の根拠

地方税法第4条第3項の規定に基づき、法定外普通税として核燃料税を課すること。

(2) 賦課徴収

賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は島根県税条例の定めるところによること。

(3) 納税義務者等

納税義務者は発電用原子炉の設置者とし、課税客体は発電用原子炉への核燃料の挿入とすること。

(4) 課税標準

課税標準は、発電用原子炉に挿入された核燃料の価額とすること。

(5) 税率

税率は、核燃料の価額の100分の13とすること。

(6) 徴収方法

徴収は、申告納付の方法によること。

(7) 申告納付の期限

申告納付の期限は、原則として、発電用原子炉に核燃料を挿入した日から起算して2月を経過する日の属する月の末日とすること。

(8) 経過措置

この条例は、施行の前日に発電用原子炉に挿入された核燃料の同日以後における発電用原子炉への挿入については、適用しないこと。

(9) 有効期限

この条例は、施行の日から起算して5年間その効力を有すること。

3 施行期日

総務大臣の同意を得た日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

第135号議案

島根県産業廃棄物減量税条例

1 提案理由

現行の島根県産業廃棄物減量税条例が平成22年3月31日をもって失効するため、引き続き産業廃棄物減量税を設けることとし、その賦課徴収に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 課税の根拠

地方税法第4条第6項の規定に基づき、法定外目的税として産業廃棄物減量税を課すること。

(2) 賦課徴収

賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は島根県県税条例の定めるところによること。

(3) 納税義務者等

納税義務者は産業廃棄物の排出事業者及び中間処理産業廃棄物排出事業者とし、課税客体は産業廃棄物の最終処分場への搬入とすること。

(4) 課税免除

知事は、産業廃棄物のうち規則で定めるもの及び課税を不相当と認めるものの最終処分場への搬入に対しては、産業廃棄物減量税を課さないこと。

(5) 課税標準

課税標準は、最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量とすること。

(6) 税率

税率は、1トンにつき1,000円とすること。

(7) 徴収方法

徴収は、特別徴収の方法による。ただし、排出事業者（中間処理産業廃棄物排出事業者を含む。）が最終処分を自ら行う場合は、申告納付の方法によること。

(8) 特別徴収義務者

特別徴収義務者は、最終処分業者又は知事が指定する者とする事。

(9) 特別徴収義務者の登録

特別徴収義務者は、必要な事項の登録を知事に申請しなければならない事。

(10) 最終処分場の設置等の届出

申告納付すべき者は、最終処分場ごとに必要な事項を知事に届け出なければならない事。

(11) 申告納入及び申告納付の期限

特別徴収義務者及び申告納付すべき者は、原則として、次の表の左欄に掲げる期間内において申告納入及び申告納付すべき税額を、同表の右欄に定める期限までに納入、納付しなければならない事。

1月1日から3月31日まで	4月末日
4月1日から6月30日まで	7月末日
7月1日から9月30日まで	10月末日
10月1日から12月31日まで	1月末日

(12) 帳簿の保存

特別徴収義務者及び申告納付すべき者は、最終処分場ごとに帳簿を備え、必要な事項を記載し、これを5年間保存しなければならない事。

(13) 有効期限

この条例は、施行の日から起算して5年間その効力を有すること。

(14) 次に掲げる条例の一部改正

ア 住民基本台帳法施行条例

イ 島根県産業廃棄物減量促進基金条例

3 施行期日

総務大臣の同意を得た日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

第136号議案

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改

正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 銃砲又は刀剣類の所持の許可に係る手数料の額の改定

区 分	改正前	改正後
猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者に対する許可	1 件につき 5,400円 (同時に2件以上の申請を行う場合にあっては、2件目から1件につき3,100円)	1 件につき 6,800円 (同時に2件以上の申請を行う場合にあっては、2件目から1件につき4,300円)
新たに猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者に対する許可	1 件につき 9,000円 (同時に2件以上の申請を行う場合にあっては、2件目から1件につき5,300円)	1 件につき 10,500円 (同時に2件以上の申請を行う場合にあっては、2件目から1件につき6,700円)

(2) 認知機能検査に係る手数料の新設

区 分	手数料の額
認知機能検査	1 件につき 650円

(3) 猟銃の操作及び射撃に関する技能検定に係る手数料の額の改定

改正前	改正後
1 件につき 21,000円	1 件につき 22,000円

(4) 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る手数料の新設

区 分	手数料の額
猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習	1 講習につき 12,300円

(5) 猟銃又は空気銃の所持の許可の更新に係る手数料の額の改定

区 分	改正前	改正後
新たな許可証の交付を伴う 場合	1 件につき 5,800円 (同時に 2 件以上の更新申請を行う 場合にあつては、 2 件目から 1 件につき 3,500円)	1 件につき 7,200円 (同時に 2 件以上の更新申請を行う 場合にあつては、 2 件目から 1 件につき 4,800円)
新たな許可証の交付を伴わ ない場合	1 件につき 5,400円 (同時に 2 件以上の更新申請を行う 場合にあつては、 2 件目から 1 件につき 3,100円)	1 件につき 6,800円 (同時に 2 件以上の更新申請を行う 場合にあつては、 2 件目から 1 件につき 4,400円)

(6) 射撃教習を受ける資格の認定に係る手数料の額の改定

改正前	改正後
1 件につき 7,900円	1 件につき 8,900円

(7) 射撃練習を行う資格の認定に係る手数料の額の改定

改正前	改正後
1 件につき 7,900円	1 件につき 8,900円

(8) 年少射撃資格の認定に係る手数料の新設

区 分	手数料の額
年少射撃資格の認定	1 件につき 9,600円 (同時に 2 件以上の申請 を行う場合にあつては、 2 件目から 1 件につき 5,900円)

(9) 年少射撃資格認定証の書換え又は再交付に係る手数料の新設

区 分	手数料の額	
書換え	1 件につき	1,800円
再交付	1 件につき	1,900円

(10) 年少射撃資格認定講習に係る手数料の新設

区 分	手数料の額	
年少射撃資格認定講習	1 講習につき	9,700円

(11) その他規定の整理

3 施行期日

平成21年12月4日から施行する。ただし、2の(11)については公布の日から施行する。

第137号議案

島根県医療施設耐震化臨時特例基金条例

1 提案理由

災害拠点病院等の医療施設の耐震化整備のための事業に要する経費に充てるため、基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 設置

災害拠点病院等の医療施設の耐震化整備のための事業に要する経費に充てるため、島根県医療施設耐震化臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置すること。

(2) 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定めること。

(3) 管理

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管すること。

(4) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れること。

(5) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計

現金に繰り替えて運用することができること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第138号議案

島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県東部地域の県立高等学校の定時制及び通信制の課程を再編成し、生徒の多様な学習ニーズに対応した環境を整備するため、宍道高等学校を設置すること等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 高等学校の設置

名 称	位 置
島根県立宍道高等学校	松江市

(2) 島根県立松江南高等学校の分校の廃止

3 施行期日

2の(1)については平成21年11月1日から、2の(2)については平成25年4月1日から施行する。

第139号議案

島根県消費者センター条例の一部を改正する条例

1 提案理由

消費者安全法の制定に伴い、消費者センターについて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

消費者センターを消費者安全法に基づく消費生活センターとすること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第140号議案

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県営住宅の廃止に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

県営住宅の設置を定めた別表から次の団地を削除すること。

名 称	所 在 地
川東団地	益田市

3 施行期日

公布の日から施行する。